

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
I	1	(1)	①理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	園の理念、基本方針はホームページ、パンフレット等に記載され、理念では園の役割、使命について、基本方針では園の目指す保育について具体的な内容となっています。これらの理念や基本方針の内容については職員会議等で職員に周知し、職員が共通理解を持って保育に従事するようにしています。保護者へは入園説明会や保護者総会、保育参観時において入園心得、進級心得、リーフレットなど使って説明し周知を図っています。保育目標の変更や方針の変更等を保護者に説明し理解を得ることを期待します。
I	2	(1)	①事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	桜川市社会福祉協議会地域福祉計画から内容を把握し分析、子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、園が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析しています。園長は筑西保育協議会や桜川市社会福祉協議会の課長会議、特別教育推進会議等に出席等で社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析しています。
I	2	(1)	②経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	桜川市社会福祉協議会地域福祉計画から内容を把握し分析、子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、園が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析しています。園長は筑西保育協議会や桜川市社会福祉協議会の課長会議、特別教育推進会議等に出席等で社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析しています。
I	3	(1)	①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c	園独自の中・長期計画はありませんが、令和4年に5か年計画で策定された桜川市社会福祉協議会福祉活動計画の中に少子化に伴い利用数の減少、また園の老朽化に伴う建て替えや姉妹園との合併を含めた検討がなされています。園の立地等から放課後等デイサービスの併設等検討されています。園独自の事業計画を作成し年度の事業計画で中・長期計画の数値目標や具体的な成果等を設定するなど実施状況の評価が行える内容となることを期待します。
I	3	(1)	②中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c	園が桜川市社会福祉協議会との公私連携型の認定こども園ということで桜川市社会福祉協議会の中で事業計画、事業報告等が行われています。桜川市社会福祉協議会の単年度の計画では、中・長期計画の内容を反映した事業内容が具体的に示されているか見えづらい状況になっています。 園独自の事業計画を作成し年度の事業計画で中・長期計画の数値目標や具体的な成果等を設定するなど実施状況の評価が行える内容となることを期待します。
I	3	(2)	①事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	c	園が桜川市社会福祉協議会との公私連携型の認定こども園ということで桜川市社会福祉協議会の中で事業計画の策定等が行われています。園独自の事業計画が職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されることを期待します。

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
I	3	(2)	②事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c	園が桜川市社会福祉協議会との公私連携型の認定こども園ということで桜川市社会福祉協議会の中で事業計画の策定が行われています。保護者には保護者総会等で園のリーフレットを使い事業の内容、デイリープログラム、年間行事等の説明をして周知を図っています。園独自の事業計画を明確にし、保護者等に必要な内容を周知することを望みます。	7
I	4	(1)	①保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	c	職員はそれぞれが目標とするキャリアアップ研修に積極的に取り組んでいます。職員は月1度「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を行うなど保育の振り返りを行っています。保護者アンケートを実施し分析することで保育の質の向上に役立てています。定期的な保育に関する職員の自己評価を行うことを望みます。	8
I	4	(1)	②評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	多様性を受入れながら個々に応じた関わりを実践していくインクルーシブ保育に取り組む上で年間指導計画や月案の見直し、体制作り等課題に対してリーダー会議、職員会議で改善の取り組みが進められています。	9
II	1	(1)	①施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園の運営要綱や職務分掌で園長の役割と責任を明確にした上で、園の経営・管理に関する方針と取組を明確にしています。年度初めの職員会議で職員に自らの役割と責任を表明し理解を図っています。BCP事業継続計画の中でも災害時に於ける園長の役割と責任について明確にしています。不在時の権限委任について明確化しています。自らの役割と責任等を文書化し周知が図られることを期待します。	10
II	1	(1)	②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	園長は筑西保育園協議会の会議や必要とする研修に積極的に参加するなどして遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持しています。園長は遵守すべき法令等の研修に参加した後は職員に向けて周知に努めています。	11
II	1	(2)	①保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b	毎日クラスを巡回し、気付いたことをアドバイスするなどしています。子どもの多様性への対応や、職員の専門性向上等、保育の質の向上に向けた課題として捉え、継続的な研修と専門性の向上に向けた研修計画や職員がキャリアアップ研修に取り組める環境整備に取り組んでいます。	12

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅱ	1	(2)	②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b	経営の改善については桜川市社会福祉協議会の担当者と定期的に会議を開き、中・長期的視点を持って今後の経営のあり方等検討がされています。インクルーシブ保育を取り入れ、個々に応じた関わりを実践するために基準以上の人員配置をするなど業務の実効性を高めるための具体的な体制作りに取り組んでいます。職員の働きやすい職場環境整備にも取り組んでいます。	13
Ⅱ	2	(1)	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方として、保育士として多くの研修等を受講し、専門知識が豊富な職員を目指すとしています。具体的な取り組みとして積極的に研修機会の確保に取り組んでいます。看護師の配置や公認心理士の定期的な相談支援体制を実現するなど効果的な福祉人材確保が実施されています。職員の待遇改善にも取り組んでいます。	14
Ⅱ	2	(1)	②総合的な人事管理が行われている。	c	桜川市社会福祉協議会規程に準じる人事基準が明確に定められ職員への周知を図っています。職員待遇の水準については職員の意見を汲み取りながら改善策が検討されています。園の理念・基本方針にもとづき、園の目指す保育を実現するために「期待する職員像」を明確にすることは職員の目指す姿を明確にすることと職員が自ら将来の姿を描くことが出来る仕組み作りを望みます。	15
Ⅱ	2	(2)	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	園長は職員との個別の面談を通して職員の就業状況や意向の把握に努めています。福祉人材の確保、定着の観点から、有給休暇取得を含めワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っています。メンタルヘルス、心理相談も受けられる体制が取られています。	16
Ⅱ	2	(3)	①職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	c	職員はそれぞれが目標とするキャリアアップ研修に積極的に参加しています。園の理念・基本方針に則した「期待する職員像」を明確にすることで、自分達がどんな姿を目指せば良いのか共通理解につながります。また職員一人ひとりが設定した目標について年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行うなど目標管理の仕組み作りを期待します。	17
Ⅱ	2	(3)	②職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、経験年数や、階層別、職員に必要とされる専門技術や専門資格について教育・研修が実施されています。定期的に必要に応じて臨機応変に研修内容やカリキュラムの評価と見直しが行われています。	18
Ⅱ	2	(3)	③職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b	年度の研修計画が立てられ職員は研修に参加する機会が確保されています。職員はそれぞれが目標とするキャリアアップ研修にも取り組んでいます。外部研修に関する情報提供が適切に行われ希望により研修が受けられるようにしています。	19

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅱ	2	(4)	①実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	園のでは将来的な人材確保の意味から実習生受け入れを積極的に行いマニュアルに則して学生の受け入れを行い、受入れる学校の実習要項を参考にした実習計画が立てられ指導が行われています。近隣の衛生看護科のある高校の生徒の実習の受け入れもあり、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を図って取り組んでいます。実習内容を事前に全職員と共有することを期待します。	20
Ⅱ	3	(1)	①運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	桜川市社会福祉協議会の社協だよりやホームページ、園だより、リーフレット等の活用により園の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告が公開されています。苦情解決制度の体制や内容について公表しています。リーフレットは市役所、社会福祉協議会等の窓口に置いて閲覧できるようしています。園独自のホームページの開設により詳細な情報が公開されることを期待します。	21
Ⅱ	3	(1)	②公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	園の事務、経理、取引等に関するルールは法人の経理規程で明確に規定され職員に周知されています。定期的に会計事務所により事務、経理、取引等についてのチェックが実施されています。桜川市の監査も毎年実施されています。	22

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅱ	4	(1)	①子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	園が地域の教育資源として中学生の職場体験や保育学科や看護学科の学生の実習などを通じて園児たちと交流の機会としています。近隣の小学校とは交流を持つ機会を作っています。園の夏祭りには地域の子ども達も参加しています。	23
Ⅱ	4	(1)	②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	法人としてはボランティアの活動推進や育成事業等が行われている中で、園では絵本の読み聞かせのボランティアの受入れが行われています。ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備されています。	24
Ⅱ	4	(2)	①保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	市の児童福祉課や児童相談所、小学校、医療機関、消防署等の社会資源を明示したリストが作成され、職員にも情報の共有が図られています。虐待等権利侵害が疑われる場合は児童福祉課、児童相談所と連携を図って対応しています。	25
Ⅱ	4	(3)	①保育所が有する機能を地域に還元している。	b	保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の参加を呼びかけ、毎月、育児相談や栄養相談を実施しています。のびのび広場（発達支援事業所）にて参考のために話を聞いたり見学に行くなどしています。依頼があれば地域の催し物や水泳教室などのパンフレットを配布しています。	26
Ⅱ	4	(3)	②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	民生委員が桜川市社会福祉協議会の評議員に入っています。民生委員・児童委員と定期的に交流を持つことで、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めています。地域等への支援として一時保育の実施や毎月、育児相談や栄養相談を実施しています。	27
Ⅲ	1	(1)	①子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	c	姉妹園との合併の準備段階としてインクルーシブ保育を導入し、年度途中から基本方針を見直し、園長から都度話すことで職員の理解に繋げています。保育目標は各クラスに掲示する他異年齢保育を導入することで年長児が年下の子どもを思いやる気持ち・互いを尊重する気持ちが育まれるよう支援しています。合併による方針の変更や定期的な研修を行うことで更に理解が深まることを期待します。また、同様に保護者に対しても方針の変更等の経緯の理解を得ることを望みます。	28

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅲ	1	(1)	②子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	法人によるプライバシー保護の規程に基づいた園の要綱が整備され保護者より個人情報保護の周知に関する同意を得ています。職員に対しては「人権擁護セルフチェックリスト」にて毎月自己評価を行い分析内容を記録に残しています。定期的な研修の実施を期待します。	29
Ⅲ	1	(2)	①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	利用希望者については見学希望用紙に記入後、保育内容や重要事項説明書等にて説明し、園内を案内しています。入園説明会を実施し、「入園心得」を配布しています。「入園心得」には保育内容の他持ち物等が写真にて丁寧に明記されています。	30
Ⅲ	1	(2)	②保育の開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a	「入園の心得」を配布し持ち物等実物を見せながら丁寧に説明しています。特に配慮が必要な保護者に対しては個別に面談することで対応しています。園では途中入園希望者が多いことから、随時見学には対応しています。	31
Ⅲ	1	(2)	③保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	児童票や指導要録などの文書にて引き継ぎが行われています。利用が終了した後も保護者の相談に対応しています。今後は「放課後等デイサービス」の開設も計画されていることから、更なるアフターケアの充実に繋がることを期待します。	32
Ⅲ	1	(3)	①利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b	アプリによるアンケートにて定期的に利用者満足度調査を行い保護者の意向の把握に努めています。集計結果や改善したこと等をアプリで公表することで保護者にフィードバックしています。個別面談日を設けていますが、要望により随時面談を実施しています。	33
Ⅲ	1	(4)	①苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b	苦情解決に関しては掲示板にて周知されています。第三者委員は法人の評議委員で形成されており、保育アプリにて個別に連絡ができる体制になっています。アンケートの結果と解決策はアプリにて公表されています。保護者に対して第三者委員会の設置に関する周知が明確化されることを期待します。	34
Ⅲ	1	(4)	②保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	園の保護者総会や保育参観・個人面談の他毎月の園だよりにて周知されています。保護者からはアプリや個別面談・送迎時等に相談がしやすい環境になっています。	35
Ⅲ	1	(4)	③保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	保護者の意見に関してはアンケートを行い、結果を会議等にて話し合い迅速な解決に繋げています。また、導き出された解決策については意見と共にアプリに公表しています。対応マニュアルの定期的な見直しを行うことで職員間の共通の意識に繋がることを期待します。	36
Ⅲ	1	(5)	①安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	c	リスクマネジメントとしては園長を責任者とし、園長不在時の対応は副園長が担う体制になっています。「不審者への対応マニュアル」「災害対応マニュアル」「事故防止マニュアル」が整備されています。事故報告書やヒヤリハット報告書を活用し職員で回覧することで共有し事故防止に努めています。全職員が年1回救急救命講座を受講することで子どもの安心・安全に繋げています。安全確保・事故防止に関する研修の実施と各マニュアルの定期的な見直しを望みます。	37

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等	
Ⅲ	1	(5)	②感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	「感染症・食中毒マニュアル」を整備すると共に保護者には「入園のしおり」にて感染症別の対応と提出する書類が明確にされています。入園のしおりには「子どもがかかりやすい伝染病」の詳細な症状が明記されています。看護師を含めた専門職による定期的な研修と必要に応じたマニュアルの見直しを期待します。	38
Ⅲ	1	(5)	③災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	BCPが作成されており、災害時の対応・体制が明確になっています。保護者には「大規模災害時の引渡しマニュアル」を配布すると共に定期的な引渡し訓練が実施されています。法人からの備蓄品を含めた備蓄は園長と栄養士にて管理されています。	39
Ⅲ	2	(1)	①保育について標準的な実施方法が明文化され保育が提供されている。	b	保育に関する標準的な実施方法は各クラスにイラスト入りで明確にされた物が掲示されています。法人による個人情報の取り扱いに関する規程が整備されている他、保育指針等に基づいて実施されています。職員への更なる周知徹底を期待します。	40
Ⅲ	2	(1)	②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	保育の標準的な実施方法については保育計画を基に各クラスの担任3名にて作成され保護者の意見等が反映できるように副園長を中心に検証・見直しがされています。	41
Ⅲ	2	(2)	①アセスメントにもとづく個別的な指導計画を適切に策定している。	b	副園長が責任者となり指導計画に基づき各クラスの担任（3名）で月案・週案を策定しており、園長が連絡確認を行っています。職員会議等にて振り返り・評価を行い次の課題としています。計画の策定・評価・見直しに関して在勤の看護師が参画することを期待します。	42
Ⅲ	2	(2)	②定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c	年・月・週ごとに計画が作成され目標を明確にし振り返りと評価を行うことで課題を明確にし、随時見直しています。保護者の意向把握を計画に反映するための組織的な仕組み作りの整備を期待します。	43
Ⅲ	2	(3)	①子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	記録は法人の定めた様式による電子媒体に残され職員室に置かれたパソコンにて共有され、職員は必要に応じて閲覧できるようになっています。子どもや保護者に関する連絡事項は各クラスに配置されてタブレット内にて情報が共有できるようになっています。全職員が漏れなくいつでも情報共有ができる仕組み作りを期待します。	44
Ⅲ	2	(3)	②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b	法人の「個人情報取扱規程」に基づき職員間で周知されています。保護者には「写真同意書」「巡回相談同意書」にて同意を得ており、クラウド等にて管理されています。定期的な研修を行うことで共通の理解が深まることを期待します。	45
付	1	(1)	①保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b	基本方針として「インクルーシブ保育を実現」「五感を使った活動を積極的に取り入れる」を掲げ子どもの心身の発達を「養護」と「教育」に分けて年齢ごとに「ねらい」を定め月ごと・週ごとに編成しています。職員は自主的に集まり必要に応じて話し合い、子どもの成長や特性に応じて全体的な計画を編成しています。	A-1
付	1	(2)	①生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	各クラスにて温湿度が管理され、空気清浄機や換気による衛生管理がされています。手洗い場は子どもが利用しやすい高さでクラスごとに使用できる場所に設置されています。遊具類は「安全点検表」にて定期的に点検がされています。通気性と清潔を保持し快適な睡眠の為に簡易ベッド「コット」を導入しています。	A-2

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
付	1	(2)	②一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	各クラス3名と複数担任で保育しておりクラス内での役割「全体をまとめる担当」「配慮の必要な子ども対応の担当」等を決め子ども一人ひとりに寄添う保育を行っています。職員の休み等の都合に合わせ他のクラスからのヘルプがあるなどゆとりを持って保育ができる体制が構築されています。
付	1	(2)	③子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	b	時計に動物のシールを貼り時間の感覚が身につく工夫等がされています。就学に向けて社会性も身につくよう子ども一人ひとりに合わせた声かけや対応に配慮しています。ロッカーや靴箱などにシールを貼り、自分で片付けしやすいように工夫する他保育士が手本を見せるなど、習慣づくまで根気強く導き子ども一人ひとりに合ったペースで進めています。
付	1	(2)	④子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b	保育士が子どものやりたい遊びを楽しめるよう柔軟に環境を整え、交通安全教室の開催や消防署見学・SL体験などが実施されています。定期的な合同保育や行事等を通じての異年齢交流を行うことで年長児が年下の子どもを思いやる気持ち、友人同士で助け合う気持ちが育まれるよう援助されています。子どもの主体性を活かしながら社会的ルールが身につくような保育がされています。
付	1	(2)	⑤乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	目標を「信頼感を抱いていくことで安心して園の時間を過ごす」とし、一人ひとりの体調や成長に合わせた着替えや睡眠・食事の提供がされています。生活リズムを整え、スキンシップや抱っこ、言葉かけを常に行い、信頼関係を深めています。おむつの交換に関する時間の他、天候や水分摂取量に応じて清潔保持に努めています。午睡時は5分に1回呼吸と寝る向きをチェックしています。
付	1	(2)	⑥3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	年に数回の小・中学生、高校生（看護科）との交流があるほか、異年齢児とのリズム体操や遊ぶことで、友だちを思いやる気持ちが育まれています。担任が複数居ることで外遊びをしたい子どもには保育士がマンツーマンで対応できています。午睡時、1歳児は10分に1回呼吸と寝る向きをチェックしています。
付	1	(2)	⑦3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	安心して過ごせる環境の中で、子どもたちのやりたい遊びができるように環境を整えています。挑戦している子どもに対し、頑張る姿を見守り必要に応じて援助し、できたときには皆で喜びを共有しています。就学を控えた5才児は就学前の学校へドライブにて見学したり、ワークブック等にて就学への意識を向けています。11月からは生活リズムを整えるために午睡の時間を削減しています。
付	1	(2)	⑧障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	専門医の健診結果や顧問公認心理士の助言を個人面談などで保護者に伝えています。障害のある子どもの保育について積極的に研修を受けて保育に活かしています。児童発達支援センターの開所を11月に控え全体的な研修を行うことで共通の意識で保育にあたれるようになることを期待します。

A-3

A-4

A-5

A-6

A-7

A-8

A-9

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
付	1	(2)	⑨長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b	子どもの状況の引き継ぎについてはクラス担任から職員用の連絡ノートにて情報が共有される他口頭で当番の保育士に伝え保護者には適切に伝えられています。延長保育の利用児が多いことから2部屋保育室を使用し過ごしやすい環境が整えられています。園ではなるべく保護者とは顔をみて伝えることを大切にしていることから重要な事ほど直接保護者に伝えるようにしています。
付	1	(2)	⑩小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	保育士と小学校の教員が見学し合ったり意見交換をしています。教育委員会の就学担当との情報交換も行われています。小学校の教員の保育参観等にて子どもの生活を知らせています。就学先の学校内見学が行われ、子ども一人ひとりの不安の軽減と就学に向けた意識の向上に繋がることを期待します。
付	1	(3)	①子どもの健康管理を適切に行っている。	b	健康診断・歯科検診を年2回実施し、毎日健康観察・感染対策（手洗い・うがい・手指消毒等）を行っています。事故・ヒヤリはっと報告書に記載後、全職員に周知を図る他「SDISガイドラインマニュアル」を整備し保健計画が作成されています。午睡は子どもの様子を確認しやすくするため保育室を明るくしています。
付	1	(3)	②健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	b	健康診断の結果はアプリにて保護者へ報告しています。年長児は、フッ化物洗口を実施し、虫歯予防の対策としています。健康診断や歯科検診で異常がある子どもについては受診結果報告書を配布し、医療機関受診後は園に提出・保管しています。
付	1	(3)	③アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b	利用開始時の医師の指示通り食物の除去をしたり、薬を安全に保管しています。除去食が必要な子どもに対しては器やお盆の色を変えたり、アレルギーチェック表で調理員と担任が確認後提供しています。アレルギー疾患等のある子どもの保護者へは献立表を月末に1ヶ月分渡すことで保護者の安心に繋げています。アレルギー対応等へのマニュアルが整備されエピペンの使用が必要なケースの時は園長または看護師が対応する体勢になっています。研修・ロールプレイ等で全職員がエピペンの使用ができる体勢作りを期待します。
付	1	(4)	①食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b	食について外部の講師業者から腸の話や食物の栄養について楽しく学んでいます。年長の当番は厨房前の三色食品群の図を通して栄養士から栄養バランスについて学ぶ時間があります。年齢に合わせて量や大きさを変える他、子ども一人ひとりの声を聴き主食の量を調整しています。また主食のおかわりも他の子どもの意見を聞き対応しています。「クラス内全員が着席するまで待つ」「箸が使えるように時間を決めて皆で箸を使う」（4才児は時計の動物シールを目標に○○分まで・・と決めて）「最後の一人が食べ終わるまで席で待つ」「皆で挨拶し各自下膳する」など食事を楽しみながら社会性が育まれています。今後親子給食の再開を期待します。

A-10

A-11

A-12

A-13

A-14

A-15

福祉サービス第三者評価結果（個票）

対象	分類	項目	細目	評価結果	判断根拠・特記事項等
付	1	(4)	②子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	年齢別に子どもの発達に合わせた食事内容（硬さ・大きさ等）で提供しています。月1回の誕生会にはおかずを1品増やしています。子どもが食べる前に検食を行い各クラス担任も異臭・異物混入を確認後配膳しています。「給食における異物混入マニュアル」・「感染症・食中毒マニュアル」を整備し、栄養士は定期的に食事の様子を見学し子どもたちの好み等の把握に努めています。食材は姉妹園と一緒に購入し、野菜は地元の青果店から配達してもらっています。献立は栄養士を中心に園長と共に作成し郷土料理のけんちん汁や野菜多めの汁物にて野菜をたくさん食べられる工夫をしています。
付	2	(1)	①子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	欠席の連絡がない時は担任が欠席の有無を確認しています。行事変更やお知らせ・保護者へのお願い事等については、随時アプリにて一斉に配信しています。毎月の園だよりやタブレットなどからの日常の様子を定期的に配信しています。日々の様子は保育アプリにて伝え大事な連絡事項は直接保護者の顔をみて伝えています。保護者の意見を聞き園の運営や保育内容について、保護者の理解を得る機会を持つことを期待します。
付	2	(2)	①保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	保護者からの相談については場所と時間を確保するなどの体制がでています。保育士が相談内容で返答に困った時には、上司や園長が助言し適切な対応ができるよう取り組んでいます。保育参観後に相談を受け付ける他、毎月予約制での公認心理士による育児相談や栄養士による栄養相談を行っています。相談の予約は園便りにて日程を保護者に知らせています。相談事業の他、保護者のために予約制でハンドマッサージを行なながら話を聞き、ストレス軽減やリラックスが出来るように支援しています。
付	2	(2)	②家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	マニュアルを作成すると共に着替え時の身体チェックや子どもの衣類・持ち物等の様子を観て早期発見に努めています。また、兄弟（姉妹）等がいる場合、学校から連絡があり様子観察をしたり児童福祉課に繋ぎ保護者へ伝えることで定期的な市担当の訪問に繋がる等の連携が図られています。必要に応じたマニュアルの見直しや定期的な研修にて全職員の理解が更に深まることを期待します。
付	3	(1)	①保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	日誌や月の指導計画・児童票に気付きや振り返りを記載し次の保育に活かしています。毎月「人権擁護のためのセルフチェックリスト」にて各自の言動を振り返ってチェックし、反省を記入しています。今後は職員がそれぞれに目標を持ち保育実践に繋がる振り返りを定期的に行い、それらが園全体の保育の自己評価に繋がることを期待します。

A-16

A-17

A-18

A-19

A-20